



### 1. 2026年 賃金税及び社会保険対象のFRINGE BENEFIT支給額

従業員が雇用主からFRINGE BENEFIT(住まいの提供や食事手当等)を支給される場合、これは所得としてみなされ、賃金税及び社会保険の対象となります。福利厚生としての支給限度額は、社会保険規定によって定められています。

食事手当の支給額は、朝食、昼食、夕食で異なり、2026年の月額及び日割額は以下の通りです。

	朝食	昼食	夕食	1日分
月額	71 ユーロ	137 ユーロ	137 ユーロ	345 ユーロ
日割	2.37 ユーロ	4.57 ユーロ	4.57 ユーロ	11.50 ユーロ

従業員が自己負担をする場合にはFRINGE BENEFITとして考慮する金額も減額され、全額自己負担した場合には賃金税および社会保険料が課せられることはありません。

FRINGE BENEFITの対象となる食事には、以下のようなものも含まれます。

- a) 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
- b) 就業日の食事を割安で提供するレストランなどを対象とした雇用主からの手当(手当が実際の食事価格を超えない場合に限る)
- c) 従業員に対するレストラン用食事券やクーポン券などの配布(食事券などの価格が1食につき7.67ユーロを超えない場合に限る)
- d) 雇用主が従業員の賃金契約外において、食事券などのかわりに就業日の食事代として支払う現金手当(1食につき7.67ユーロを超えない場合に限る)

フリンジベネフィットとしての食事手当は、就業日 1 日につき 1 食分のみの手当が前提条件となり、これはホームオフィスで働く従業員にも当てはまります。「予備」として別の日の食事手当を充てる場合は、その分が現金支給として認識され、所得税及び社会保険の対象となります。

無料または割引価格での食事の提供により所得税の対象となった場合、雇用主は全額を 25% の税率で一律課税負担することができます(所得税法第 40 条 2 項)。この場合は、社会保険料は発生しません。

## 2. 出資者兼代表取締役: 自動車の私的利用が明示的に認められていない場合

従業員に社用車が私的利用も含めて貸与されている場合、原則として、賃金税および場合によっては社会保険料の課税対象となる現物給与が発生します。

これに関連して、デュッセルドルフ財政裁判所は、業務用車両の私的利用が明示的に許可されておらず、かつ単独出資者兼代表取締役による「継続的な」私的利用が認められない場合には、給与所得の成立が否定されると判断しました。

この判断においては、当該出資者兼代表取締役が会社所在地に居住していたこと、ならびに同等の車両を含む多数の私用車を保有していたことが、本人に有利な事情として考慮されました。提出された(ただし税務署からは適正でないと判断された)運転記録簿も、当該ケースにおいて賃金税の課税対象とならないことを示すさらなる間接証拠として評価されました。

その後の裁判所の見解によれば、出資者兼代表取締役が会社の許可なく業務用車両を私的に使用した場合、給与所得には該当しないものの、隠れた配当(みなし配当)に該当する可能性があります。この点について裁判所は、会社の規定に反する私的利用が、たとえ一時的または例外的であったとしても、それだけで隠れた利益配当と判断され得るとしています。

このような不明確さを避けるためには、社用車の私的利用を契約上明確に許可するか、または明確に禁止しておくことが望ましいといえます。また、特に実際に私的利用が行われていない場合には、それを証明できる資料を備えておくことが重要です。

## 3. 2026 年 法定社会保険料に関する新改定

2026 年 1 月 1 日より社会保険料(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
<b>保険料負担給与上限</b>			
- 年金及び失業保険	101,400.00 ユーロ	8,450.00 ユーロ	年金保険:18.6% 失業保険: 2.6%
- 健康及び介護保険	69,750.00 ユーロ	5,812.50 ユーロ	健康保険:14.6% 介護保険: 3.6%
<b>法定保険義務該当者</b> (右記金額を超えた翌年よりプライベート保険への移行が可能)	77.400 ユーロ	(6,450.00 ユーロ)	—
<b>ミニジョブ従業者</b>			
- 給与上限		603.00 ユーロ	—
- 健康保険			雇用者:13.0% 雇用者: 5.0%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			
- 年金保険			雇用者:15.0% 従業員: 3.6%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			雇用者: 5.0% 従業員:13.6%
<b>倒産積立保険</b>			雇用者のみ:0.15%
<b>芸術家社会保険</b>			雇用者のみ: 4.9%

法定社会保険(健康保険、介護保険、年金保険)に加入している従業員に対して、雇用者は通常、社会保険料の半分を負担しています。

従業員がプライベート健康保険に加入している場合、雇用者は従業員の支払う保険料の 50%を非課税の補助金として負担する必要があります。ただし、この補助金の上限は、法定健康保険及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(平均 2.9%となる保険会社個別追加保険料負担の 50%も含む)。これにより、2026 年の雇用者による最大補助金額は、月々508.59 ユーロ(1,017.18 ユーロの 50%)となります。

## 4. 未消化有給休暇の補償金に対する税率軽減措置

複数年にわたる業務に対する報酬は、所得税において累進課税の緩和を目的とした税率軽減措置(いわゆる「5分の1ルール」)の対象となる特別所得に該当します。複数年にわたる業務とは、少なくとも2つの暦年にまたがり、かつ12か月を超える期間に及ぶものをいいます。対象となる例としては、無効な解雇に起因する過年度分の給与の追給や、12か月を超える期間にわたる残業代の支払いなどが挙げられます。

ミュンスター財政裁判所の直近の判決によれば、未消化の有給休暇に対する補償金についても、この税率軽減措置を適用できるとされています。この判決の基となった事案では、原告は約3年間にわたり就労免除の状態にあり、税率軽減措置が適用された解雇補償金に加えて、未消化の年次有給休暇に対する補償金を受け取っていましたが、当該補償金については税率軽減措置が考慮されていませんでした。

しかし同裁判所は、有給休暇補償金についても、その対象期間が2つ以上の暦年にまたがり、かつ12か月を超えていることから、複数年にわたる業務に対する報酬に該当すると判断し、税率軽減措置を適用すべきであるとしました。

なお、本判決については上級審への上告が認められています。

## 5. 2025年税制改正法

2025年の税改正について、主な改正点は以下の通りです：

### 所得税

- 2026年以降、現役で就労する年金受給者の給与所得は、月額2,000ユーロまで非課税となります(所得税法第3条第21号)。この新しい非課税措置により、継続して就労する年金受給者の社会保険上の扱いは変更されません。
- 2026年以降、いわゆる「指導者手当(Übungsleiterpauschale)」の非課税限度額は年額3,300ユーロに、「ボランティア手当(Ehrenamtspauschale)」は年額960ユーロに引き上げられます(所得税法第3条第26号、第26a号)。
- 2026年以降、マイレージ法による通勤手当が最初の20kmについても1kmあたり0.38ユーロに引き上げられます。
- 2026年以降、政党や後援会などの非政党団体への寄付に対する優遇措置が倍増され、寄付額の50%を税額控除できる制度の控除上限は1,650ユーロ(合算申告3,300ユーロ)となりとなり、これを超える部分については3,300ユーロ(合算申告6,600ユーロ)まで特別支出控除の対象となります。

## 売上税

- 2026 年以降、飲食店などでの飲食サービスに対する売上税率は 7%に引き下げられます。ただし、飲料の提供には適用されません。

## 公益法人法 (Gemeinnützigkeitsrecht)

- 2026 年以降、「e スポーツ」の振興も公益事業として認められます。
- 2026 年以降、財団や協会などの公益団体の収入基準額が 45,000 ユーロから 100,000 ユーロに引き上げられ、小規模な公益団体の資金適時使用義務制度が緩和されます。
- 2026 年以降、公益法人の経済事業に対する法人税・営業税の収入非課税限度額は 50,000 ユーロに引き上げられます。



ご質問ございましたら、下記の Japan Desk に御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: [soudan@wedding-partner.de](mailto:soudan@wedding-partner.de)  
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>